平成２６年（フ）第１０４７号
東京都小平市小川東町１丁目27番17号エスポワール103号
債務者　舟山　民子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５号
石川県加賀市山代温泉ル104番地２　タイガーハイツ102号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉ル36番地３　片山アパート201号室
債務者　畝田　圭子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月16日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１２号
静岡市葵区北安東４丁目28番３号　チサンマンション203、旧住所静岡市駿河区桃園町19番４号　下川原団地４―206号
債務者　村松　俊和
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５１６号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番１―503号　澤田方、前住所大阪府八尾市西山本町７丁目12番３―601号
債務者　田野岡伸巳
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５号
大阪市浪速区浪速東３丁目２番14―805号
債務者　濵田美愛希（旧姓木南）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４号
大阪市港区弁天５丁目13番４―703号
債務者　樫地　　司
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４号
静岡県藤枝市若王子１丁目１番22号
債務者　萩原　邦人
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８７１号
東京都立川市富士見町５丁目23―２　富士見町５丁目アパート305号
債務者　佐藤　伸江
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８８８号
東京都北区滝野川４丁目18―１―203
債務者　池田　貴人
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９４号
東京都多摩市愛宕３丁目４―２―301
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０９号
東京都大田区萩中３丁目27―20―404
債務者　日向寺明栄
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７８号
東京都町田市成瀬台３丁目８番地12ＪＯＹＨＯＵＳＥ104
債務者　池原　吉輝
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２号
栃木県栃木市平柳町２丁目３番35号　ニュー栃木ハイツ２号棟２―１
債務者　石澤　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０６号
横浜市南区井土ケ谷中町47番地11　ライオンズマンション井土ケ谷第２　301号
債務者　新井みえ子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
横浜市南区井土ケ谷中町47番地11　ライオンズマンション井土ケ谷第２　301号
債務者　新井　晴代
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部